女川原子力発電所1号発電用原子炉

廃止措置計画変更認可申請書 <補足説明資料>

令和2年10月 東北電力株式会社

目 次

01-DP-002(改 1)

性能維持施設の性能について

01-DP-003(改 0) 廃止措置に係る品質マネジメントシステムについて

女川原子力発電所1号炉審査資料		
資料番号 01-DP-002(改1)		
提出年月日	令和2年10月27日	

女川原子力発電所1号発電用原子炉

性能維持施設の性能について

令和2年10月 東北電力株式会社

目次

1. はじめに・・・・・	$\cdot \cdot 1$
--------------	-----------------

1. はじめに

本資料は、女川原子力発電所1号発電用原子炉の廃止措置計画変更認可申 請書「六 性能維持施設」、「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びに その性能並びにその性能を維持すべき期間」及び「添付書類六 性能維持施 設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載し た性能維持施設が、機能を維持するために必要な性能の考え方について説明 する。

2. 性能維持施設の性能の考え方について

性能維持施設の性能については,発電用原子炉施設及び試験研究用等原子 炉施設の廃止措置計画の審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき記載 する。

【審査基準(抜粋)】

ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維 持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等(以下単に 「必要な仕様等」という。)が示されていること。

廃止措置計画変更認可申請書「六 性能維持施設」第6-1表に定めている 性能維持施設は、原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり、 これを引き続き使用するため、その性能維持施設の仕様等として、設置時の 仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に示すととも に、廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示している。

この性能維持施設を維持管理し、使用することを前提としていることから、 性能維持施設の性能として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基 準に関する規則」等を参考に、廃止措置段階で求められる機能を維持するた めに必要となる状態を「性能」欄に示している。

3. 各性能維持施設の性能について

2. に示した考え方に基づいた各性能維持施設の性能を以下に示す。

(1) 建物及び構築物

建物及び構築物に必要な機能は,放射性物質が管理されない状態で外 部へ漏えいすることを防ぐ「放射性物質漏えい防止機能」及び周辺公衆及 び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くする「放射線遮蔽機能」である。 建物及び構築物は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であり、 また、当該設備は静的機器であることから、外部へ放射性物質が漏えいす るような、あるいは、放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がな い状態であれば、必要な機能は維持される。

性能維持施設	機能	性能
原子炉建家	放射性物質漏えい 防止機能(事故時に おける非常用ガス 処理系による気密 性は除く。)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること
放射性廃棄物処理建家 タービン建家 制御建家	放射性物質漏えい 防止機能	<i>が</i> ない(小鹿 C <i>a</i>) る こ C
原子炉容器の外側のし ゃへい壁 ドライウェル外周の壁 原子炉建家外壁 放射性廃棄物処理建家 タービン建家 制御建家	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること

このため、建物及び構築物の性能は、以下に示すとおりである。

(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

- a. 核燃料物質取扱設備
 - (a) 燃料交換機及び原子炉建家クレーン
 燃料交換機及び原子炉建家クレーンに必要な機能は、燃料体等を
 取り扱う「燃料取扱機能」、取扱中の燃料体等が臨界に達することを

防止する「臨界防止機能」及び取扱中の燃料体等の落下を防止する「燃料落下防止機能」である。

燃料交換機及び原子炉建家クレーンは,上記機能を有するよう設 計・製作された設備であるため,以下の事項を満足する状態であれば, 必要な機能は維持される。

- ・燃料体等を取り扱う能力を有するものであること
- ・取扱中に燃料体等が破損しないこと
- ・燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等の落下を防止できること

このため,燃料交換機及び原子炉建家クレーンの性能は,以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
燃料交換機(1号炉原 子炉建家内)	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心 と使用済燃料プー ルとの間の燃料取 扱機能は除く。)	新燃料及び使用済燃料 を取り扱うことができ, 取扱中に新燃料及び使 用済燃料が破損しない よう正常に動作する状 態であること 新燃料又は使用済燃料 を取扱中,動力源が喪失 した場合においても,新 燃料又は使用済燃料が 保持される状態である こと
原子炉建家クレーン (1号炉原子炉建家 内)	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能	新燃料及び使用済燃料 を取り扱うことができ, 取扱中に新燃料及び使 用済燃料が破損しない よう正常に動作する状 態であること 新燃料又は使用済燃料 を取扱中,動力源が喪失 した場合においても,新 燃料又は使用済燃料が 保持される状態である こと

(b) キャスク洗浄ピット

キャスク洗浄ピットに必要な機能は,使用済燃料輸送容器を除染 するための区域としての「燃料取扱機能」である。

キャスク洗浄ピットは、上記機能を有するよう設計・製作された設 備であり、また、当該設備は静的機器であることから、使用済燃料輸 送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であれば、必 要な機能は維持される。

このため、キャスク洗浄ピットの性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
キャスク洗浄ピット		使用済燃料輸送容器の除染
(1号炉原子炉建家	燃料取扱機能	に影響するような有意な損
内)		傷がない状態であること

- b. 核燃料物質貯蔵設備
 - (a) 新燃料貯蔵庫

新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む。)に必要な機能は, 貯蔵 中の新燃料が臨界に達することを防止する「臨界防止機能」である。

新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む。)の機能を維持するため には、以下の事項を満足する必要がある。

・燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること

新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む。)は、上記機能を満足す るよう設計・製作された設備であり、また、当該設備は静的機器であ ることから、貯蔵する新燃料の臨界防止に影響するような変形等の 有意な損傷がない状態であれば、必要な機能は維持される。

このため,新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む。)の性能は, 以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
新燃料貯蔵庫(新燃		新燃料の臨界防止に影響す
料貯蔵ラックを含	臨界防止機能	るような変形等の有意な損
む。)		傷がない状態であること

(b) 使用済燃料プール

使用済燃料プール(貯蔵ラック並びに使用済燃料プール水位及び 使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む。)に必要な機能 は、貯蔵中の新燃料及び使用済燃料が臨界に達することを防止する 「臨界防止機能」,水深を確保することにより使用済燃料からの被ば くを低くする「放射線遮蔽機能」,使用済燃料プールの水位を監視す る「水位監視機能」及び使用済燃料プールのライニング破損による漏 えいを監視する「漏えい監視機能」である。

使用済燃料プールは、上記「放射線遮蔽機能」を有するよう設計・ 製作された設備であり、また、当該設備は静的機器であることから、 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であれば、 必要な機能は維持される。

貯蔵ラックの機能を維持するためには,以下の事項を満足する必 要がある。

・燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること

貯蔵ラックは、上記事項を満足するよう設計・製作された設備であ り、また、当該設備は静的機器であることから、貯蔵する新燃料及び 使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない 状態であれば、必要な機能は維持される。

また,使用済燃料プール水位を監視する設備は,以下の事項を満足 する状態であれば,必要な機能は維持される。

- ・使用済燃料を貯蔵する水槽の水位を計測すること
- ・使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し,自動的に 警報すること

使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備は,当該設備が使用 できる状態であれば,必要な機能は維持される。

性能維持施設	機能	性能
		新燃料及び使用済燃料の臨界
		防止に影響するような変形等
		の有意な損傷がない状態であ
		ること
使用済燃料プール(貯		放射線障害の防止に影響する
蔵ラック並びに使用	臨界防止機能	ような有意な損傷がない状態
済燃料プール水位及	放射線遮蔽機能	であること
び使用済燃料プール	水位監視機能	使用済燃料プールの水位が計
水の漏えいを監視す	漏えい監視機能	測でき, 警報設定値において
る設備を含む。)		警報が発信できる状態である
		こと
		使用済燃料プール水の漏えい
		を監視する設備が使用できる
		状態であること

このため,使用済燃料プールの性能は,以下に示すとおりである。

(c) 使用済燃料プール冷却浄化系

使用済燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩装置,ポンプ,熱交換器に 必要な機能は,使用済燃料プール水を冷却浄化する「冷却浄化機能」 である。

ろ過脱塩装置,ポンプ,熱交換器の機能を維持するためには,以下 の事項を満足する必要がある。

- ・崩壊熱を除去できるものであること
- ・使用済燃料が著しく腐食するおそれがある場合は,これを防止すること

ろ過脱塩装置, ポンプ, 熱交換器は, 上記事項を満足するよう設計・ 製作された設備であるため, 使用済燃料プール水の冷却ができる状態, また, 使用済燃料が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であれば, 必要な機能 は維持される。

また,使用済燃料プール冷却浄化系の復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)に必要な機能は,使用済燃料プールに補給する水を貯留するための容器としての「使用済燃料プール水補給機能」である。

復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であり、また、当該設備は静的機器であることから、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であれば、必要な機能は維持される。

このため,使用済燃料プール冷却浄化系の性能は,以下に示すとおりである。

性能	性能維持施設 機能		性能	
使 用 料 ル 浄 化	ろ過脱塩装 置,ポンプ, 熱交換器	冷却浄化機能	使用済燃料プール水の冷却が できる状態であること 使用済燃料の被覆が著しく腐 食するおそれがある場合に使 用済燃料プール水をろ過脱塩 装置に通水できる状態である こと	
系	復水貯蔵タ ンク(補給 水ラインを 含む。)	使用済燃料プー ル水補給機能	内包する放射性物質が漏えい するようなき裂,変形等の有 意な欠陥がない状態であるこ と	

- (3) 放射性廃棄物の廃棄施設
 - a. 気体廃棄物の廃棄設備

排気筒に必要な機能は,放射性気体廃棄物を放出するための排出口と しての「放射性廃棄物処理機能」である。

排気筒の機能を維持するためには,以下の事項を満足する必要がある。

・気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと

排気筒は、上記事項を満足するよう設計・製作された設備であり、また、当該設備は静的機器であることから、放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であれば、必要な機能は維持される。 このため、排気筒の性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
排気筒	放射性廃棄物処理 機能	放射性気体廃棄物の放出に 影響するような有意な損傷 がない状態であること

- b. 液体廃棄物の廃棄設備
 - (a) タンク,ろ過装置,脱塩装置等

液体廃棄物の廃棄設備のタンク,ろ過装置,脱塩装置等(以下「タンク等」という。)に必要な機能は,放射性液体廃棄物を処理するための容器としての「放射性廃棄物処理機能」である。

タンク等の機能を維持するためには,以下の事項を満足する必要 がある。

 ・放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に 含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しない ものであること

タンク等は、上記事項を満足するよう設計・製作された設備であり、 また、当該設備は静的機器であることから、内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であれば、必要 な機能は維持される。

このため,液体廃棄物の廃棄設備のタンク等の性能は,以下に示すとおりである。

性	能維持施設	機能	性能
機 器 ド レ ン 処理系	廃液収集タンク 廃液サンプルタンク 廃液サージタンク 清水タンク クラッド除去装置 ろ過装置 脱塩装置	放射性廃棄物	 内包する放射性 物質が漏えいす るようなき裂,
床 ドレン処 理系	床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタ ンク 床ドレン調整タンク 脱塩装置	処理機能	変形等の有意な 欠陥がない状態 であること
再生廃液処 理系	廃液中和タンク		

(b) 蒸発濃縮装置

床ドレン処理系及び再生廃液処理系の蒸発濃縮装置に必要な機能は, 放射性液体廃棄物を蒸留処理する「放射性廃棄物処理機能」である。

蒸発濃縮装置の機能を維持するためには、以下の事項を満足する必 要がある。

 ・周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、原子力規 制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設に おいて発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものである こと

蒸発濃縮装置は,上記事項を満足するよう設計・製作された設備であ るため,放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であれば,必要 な機能は維持される。

性能維持	施設	機能	性能
床ドレン処理系	蒸発濃縮装 置	放射性廃棄物	放射性液体廃棄物を処 理する能力を有する状
再生廃液処理系	蒸発濃縮装 置	処理機能	達する能力を有する状態であること

このため、蒸発濃縮装置の性能は、以下に示すとおりである。

(c) 復水器冷却水排水路

復水器冷却水排水路に必要な機能は,放射性液体廃棄物を放出する ための排出口としての「放射性廃棄物処理機能」である。

復水器冷却水排水路は,上記機能を有するよう設計・製作された設備 であり,また,当該設備は静的機器であることから,放射性液体廃棄物 の海への放出に影響するような有意な損傷がない状態であれば,必要 な機能は維持される。

このため、復水器冷却水排水路の性能は、以下のとおりである。

性能維持施設	機能	性能
復水器冷却水排水路	放射性廃棄物 処理機能	放射性液体廃棄物の放 出に影響するような有 意な損傷がない状態で あること

c. 固体廃棄物の廃棄設備

(a) 各タンク, 槽

固体廃棄物の廃棄設備の各タンク, 槽に必要な機能は, 放射性固体

廃棄物を貯蔵するための容器としての「放射性廃棄物貯蔵機能」である。

各タンク, 槽の機能を維持するためには, 以下の事項を満足する必 要がある。

- ・放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること
- ・崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え,かつ,放射性 廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐 食しないこと

各タンク, 槽は, 上記事項を満足するよう設計・製作された設備で あり, また, 当該設備は静的機器であることから, 内包する放射性物 質が漏えいするようなき裂, 変形等の有意な欠陥がない状態であれ ば, 必要な機能は維持される。

このため、各タンク、槽の性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・ 再生廃液) 使用済樹脂貯蔵タンク 原子炉浄化系沈降分離槽 復水浄化系沈降分離槽 クラッド受タンク 復水系逆洗受タンク	放射性廃棄物 貯蔵機能	内包する放射性物質 が漏えいするような き裂,変形等の有意 な欠陥がない状態で あること

- (4) 放射線管理施設
 - a. エリア・モニタ

エリア・モニタに必要な機能は,原子炉施設内の放射線を監視する「放 射線監視機能」である。

エリア・モニタは、上記機能を有するよう設計・製作された設備であ るため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- ・管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に 必要とする場所の線量当量率を計測すること
- ・線量当量率が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出して自動的に警報すること
- このため、エリア・モニタの性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
エリア・モニタ (核燃料物質の取扱施 設及び貯蔵施設,放射性 廃棄物の廃棄施設)	放射線監視機能	線量当量率を測定できる 状態であること 警報設定値において警報 が発信できる状態である こと

b. プロセス・モニタ

プロセス・モニタに必要な機能は,原子炉施設内の放射線を監視する 「放射線監視機能」である。

プロセス・モニタは、上記機能を有するよう設計・製作された設備で あるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持され る。

- ・排水ロ又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 を計測すること
- ・放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出して自動的に警報すること
- このため、プロセス・モニタの性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
		放射性物質の濃度を測定
プロセス・モニタ		できる状態であること
(残留熱除去系の熱交	放射線監視機能	警報設定値において警報
換器出口(海水側))		が発信できる状態である
		こと

c. 排気筒モニタ

排気筒モニタに必要な機能は,環境へ放出する放射性物質を確認する 「放射線監視機能」,「放出管理機能」である。

排気筒モニタは、上記機能を有するよう設計・製作された設備である ため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- ・排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度を計測すること
- ・放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出して自動的に警報すること
- このため、排気筒モニタの性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
排気筒モニタ	放射線監視機能 放出管理機能	 放射性物質の濃度を 測定できる状態であ ること 警報設定値において 警報が発信できる状 態であること

(5) 換気系

換気系に必要な機能は、核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業,施設内で 発生する放射性廃棄物の処理,放射性粉じんの発生の可能性がある解体 作業等において,空気浄化を行う「換気機能」である。

換気系の機能を維持するためには、以下の事項を満足する必要がある。 ・放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであるこ と

換気系は,上記事項を満足するよう設計・製作された設備であるため, フィルタを介した状態で給気ファン及び排気ファンを運転することによ り,放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であれば,必要 な機能は維持される。

このため、換気系の性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
原子炉建家常用换気系		放射線障害を防止す
放射性廃棄物処理建家換気系	換気機能	るために必要な換気
タービン建家換気系	1矢X1/成肥	ができる状態である
制御建家换気系		こと

(6) 非常用電源設備

非常用電源設備に必要な機能は,商用電源を喪失した際,性能維持施設 へ電源を供給する「電源供給機能」である。

非常用電源設備は、運転段階における商用電源喪失時の電源供給を考 慮して設計・製作された設備であり、ディーゼル発電機は、所内高圧非常 用母線に接続している設備へ電源を供給することができ、また、蓄電池は、 所内直流電源母線に接続している設備へ電源を供給することができる。

廃止措置段階においても,この非常用電源設備を維持していくことか ら,所内高圧非常用母線又は所内直流電源母線に接続している性能維持 施設へ電源を供給できる状態であれば,必要な機能は維持される。

所内高圧非常用母線又は所内直流電源母線に接続している性能維持施

設を別紙1に示す。

このため、非常用電源設備の性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能性能	
	電源供給機能	所内高圧非常用母線に接
ディーゼル発電機	(自動起動及	続している性能維持施設
	び自動給電機	へ電源を供給できる状態
	能は除く。)	であること
	電源供給機能	所内直流電源母線に接続
莱贡油		している性能維持施設へ
蓄電池		電源を供給できる状態で
		あること

(7) その他の安全確保上必要な設備

a. 原子炉補機冷却系,非常用補機冷却系 原子炉補機冷却系,非常用補機冷却系に必要な機能は,性能維持施設 を冷却する「補機冷却機能」である。

原子炉補機冷却系,非常用補機冷却系は,運転段階における補機冷却 を考慮して設計・製作された設備である。

廃止措置段階においても、この原子炉補機冷却系,非常用補機冷却系 を維持していくことから、性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であ れば、必要な機能は維持される。

原子炉補機冷却系,非常用補機冷却系から供給される冷却水を使用す る性能維持施設を別紙2に示す。

このため,原子炉補機冷却系,非常用補機冷却系の性能は,以下に示 すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
原子炉補機冷却系(熱交換器,冷却水ポンプ,海水ポ ンプ)	補機冷却機能	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ
非常用補機冷却系(海水ポ ンプ)		2

b. 非常用照明設備

非常用照明設備に必要な機能は、商用電源が喪失した際、作業者が1 号炉内から安全に避難するための「照明機能」である。

非常用照明設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であ るため、商用電源が喪失した場合においても、非常用照明設備が点灯で きる状態であれば、必要な機能は維持される。

このため、非常用照明設備の性能は、以下に示すとおりである。

性能維持施設	機能	性能
非常用照明設備	照明機能	非常用照明設備が点灯で きる状態であること

c. 消火装置

消火装置に必要な機能は,消火を行うために必要な「消火機能」であ る。

消火装置は,上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため, 消火のために消火装置が使用できる状態であれば,必要な機能は維持される。

このため、消火装置の性能は、以下のとおりである。

性能維持施設	機能	性能
消火装置	消火機能	消火装置が使用できる状 態であること

所内高圧非常用母線又は所内直流電源母線に接続している性能維持施設

- 1. 所内高圧非常用母線に接続している性能維持施設
 - ▶ 使用済燃料プール水位を監視する設備
 - ▶ 使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ
 - エリア・モニタ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設,放射性廃棄物の廃棄施設)
 - ▶ 排気筒モニタ
 - ▶ プロセス・モニタ(残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))
 - ▶ 原子炉補機冷却系(冷却水ポンプ,海水ポンプ)
 - ▶ 非常用補機冷却系(海水ポンプ)
 - ▶ 非常用照明設備
- 2. 所内直流電源母線に接続している性能維持施設
 - ▶ 排気筒モニタ
 - ▶ プロセス・モニタ (残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))
 - ▶ ディーゼル発電機
 - ▶ 非常用照明設備

原子炉補機冷却系,非常用補機冷却系から供給される冷却水を 使用する性能維持施設

- 1. 原子炉補機冷却系の冷却水を使用する性能維持施設
 - ▶ 使用済燃料プール冷却浄化系(ポンプ,熱交換器)
 - ▶ 床ドレン処理系・再生廃液処理系(蒸発濃縮装置)
- 2. 非常用補機冷却系(海水ポンプ)の冷却水を使用する性能維持施設
 - ▶ ディーゼル発電機

女川原子力発電所1号炉審査資料		
資料番号 01-DP-003(改0)		
提出年月日	令和2年10月27日	

女川原子力発電所1号発電用原子炉

廃止措置に係る

品質マネジメントシステムについて

令和2年10月 東北電力株式会社

1.	はじめに・・・・・・1
2.	廃止措置に関する保安活動のための品質保証活動(基本方針)・・・・・1
3.	「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の記載について …1
4.	「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」
	の記載について・・・・・2

別紙 廃止措置計画 添付書類九の記載について・・・・・・・・・・・・・・・

1. はじめに

本資料は、女川原子力発電所1号発電用原子炉の廃止措置計画変更認可申 請書「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」及び「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の記載の考え方 について説明する。

2. 廃止措置に関する保安活動のための品質保証活動(基本方針)

廃止措置期間中における女川原子力発電所の安全を達成・維持・向上させ るため、「原子炉設置許可申請書 十一」に基づき、廃止措置に係る品質マネ ジメントシステムを確立し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定 める。

保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づき,廃止措置に関する保 安活動の計画,実施,評価及び改善の一連のプロセスを保安規定,原子力品 質保証規程及びそれらに基づく下部規程により明確にし,これらを効果的に 運用することにより,原子力安全の達成・維持・向上を図る。

- 3. 「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の記載について
 - (1) 審査基準

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査 基準(以下「審査基準」という。)における「十二 廃止措置に係る品質 マネジメントシステム」に係る記載は以下のとおり。

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に 関する規則を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築さ れた品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセ スが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基 づき廃止措置を実施することが定められていること。

(2) 記載の考え方

2. に記載のとおり,女川原子力発電所 1 号発電用原子炉の廃止措置を 進めるにあたっては,「原子炉設置許可申請書 十一」に基づき,廃止措 置に係る品質マネジメントシステムを確立し,保安規定に品質マネジメン トシステム計画を定めるとともに,これに基づき廃止措置に関する保安活 動を実施する。

この内容は,審査基準に適合することから,「十二 廃止措置に係る品 質マネジメントシステム」は,2.に記載のとおりとする。

- 4. 「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」 の記載について
 - (1) 審査基準

審査基準における「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシス テムに関する説明書」に係る記載は以下のとおり。

- ①原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定めること。
- ②廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。
- ③品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他 の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されてい ること。
- (2) 記載の考え方

2. に記載のとおり,品質マネジメントシステム計画は保安規定に定める こととしている。

このため、「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに 関する説明書」には、審査基準の要求事項を踏まえ、保安規定に定める品 質マネジメントシステム計画のうち、「品質マネジメントシステム」、「経 営責任者等の責任」、「個別業務に関する計画、実施、評価及び改善」の概 要を記載するとともに、この品質マネジメントシステム計画のもとで廃止 措置に係る業務を実施する旨記載する。

具体的な記載の考え方は,別紙のとおり。

ယ်

別紙

廃止措置計画 添付書類九の記載について

○記載方針

・令和2年5月29日(令和2年8月31日 補正)に変更認可申請した女川原子力発電所原子炉施設保安規定第203条(品質マネジメントシステム計画)(以下「保安規定第203条」という。)に規 定している事項のうち,審査基準の要求事項に関する内容を記載する。

【審査基準の要求事項】

①原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定めること。

②廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。
 ③品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
1.	第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下のとおり品質マ ネジメントシステム計画を定める。	 概要 廃止措置期間中における女川原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子 炉設置許可申請書 十一」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質 マネジメントシステムを確立し、保安規定に品質マネジメントシステム計画を定める。 品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとする品質マネジメント システムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセス を明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。 また、廃止措置に係る工事、性能維持施設の施設管理等、廃止措置に係る業務は、品質マ ネジメントシステム計画のもとで実施する。 	「1. 概要」を記載。
2.			
3.	本品質マネジメントシステム計画は,発電所の安全を達成・維持・向上させるため,品管規 則に基づく品質マネジメントシステムを確立し,実施し,評価確認し,継続的に改善するこ とを目的とする。 2. 適用範囲		「1. 概要」に同内容を記載しているため, 当該項は引用しない。
4. 5	2. 週月10日 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。		廃止措置に係る保安活動が適用範囲であるこ
J.			展立 指 置に除る 保女 活動 が 過 用 範 西 て の る こ とは 自 明 で ある ため, 当該項は 引 用 し な い。
6.	3. 定義		
7.	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に 従う。		定義して用いる用語がないため,当該項は引 用しない。
8.	 (1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 		
9.	(2) ニューシア 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し、活用する ことにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子 力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをい う。		
10.	(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメ ーカとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条 および第307条において同じ。)		
11.	4. 品質マネジメントシステム	2. 品質マネジメントシステム	
12.	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項		
13.	(1) 第204条に定める組織(以下,本編において「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)。	(1) 発電所の保安に関する組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム 計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を 維持するため、その改善を継続的に行う。	審査基準の要求事項②への対応方針
14.	(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた, a., b.および c. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、重要度分類指針を		(1)の内容を具体化したものであるため、当該 項は引用しない。

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
	参考に、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、表203-1に記載の「原子力QMS 品質に係る重要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。		······································
15.	a. 原子炉施設,組織,または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度		
16.	b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及 ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響 を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)およびそれ らにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)		
17.	 c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)の発生または保安活動が 不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響 		
18.	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、本編において「関係法令」という。) を明確に認識し品質マネジメント文書に明記する。		具体的な手段に関する内容であるため,当該 項は引用しない。
19.	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロ セスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	ロセスを組織に適用することを決定し,次に掲げる業務を行う。	審査基準の要求事項②への対応方針
20.	a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表2	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書	
21.	03-1に示す文書で明確にする。 b. プロセスの順序および相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図20	で明確にする。 b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。	
	3-1に明確に示す。		
22.	c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標 (以下,本編において「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明 確に定める。 なお,保安活動指標には,安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るも のを除く。)を含む。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。な お,保安活動指標には,安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの を除く。)を含む。	
23.	d. プロセスの運用ならびに監視および測定(以下,本編において「監視測定」という。) に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含 む。)。	d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び 情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)。	
24.	e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし,監視測定することが困難である 場合は,この限りでない。	
25.	f. プロセスについて,意図した結果を得,および実効性を維持するための措置(プロセス の変更を含む。)を講ずる。	f. プロセスについて, 意図した結果を得, 及び実効性を維持するための措置(プロセス の変更を含む。)を講ずる。	
26.	g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
27.	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響を原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子 力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与え る潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響 を特定し、解決することを含む。	
28.	(5) 組織は,健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な 要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指しているこ とをいう。	(3) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な 要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指している ことをいう。	番査基準の要求事項20への対応方針
29.	a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	
30. 31.	b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を	 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任 	
20	持っている。	を持っている。 d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	
32. 33.	d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満	e. 要員が,常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち,原子力の安全に対する自己満	
34.	足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され,報告された問題が	足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され,報告された問題	
35.	対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善	が対処され,その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し,安全文化を改善	<u> </u>
36.	するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコ	するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して, 要員が必要な	
	ミュニケーションを取っている。	コミュニケーションを取っている。	
37.	(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下、本編において 「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託すること としたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(4) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要 求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、 当該プロセスが管理されているようにする。	審査基準の要求事項②への対応方針
38.	(7) 組織は,保安活動の重要度に応じて,資源の適切な配分を行う。	(5) 組織は,保安活動の重要度に応じて,資源の適切な配分を行う。	審査基準の要求事項20への対応方針
39.	4.2 品質マネジメントシステムの文書化		具体的な手段に関する内容であるため、当該 項は引用しない。
40.	4.2.1 一般		
41.	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図203-2に示す。		
42.	(1) 品質方針および品質目標 (1) 品質方針および品質目標		
43.	(2) 品質マニュアル 本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程		
I			L

-4-

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
44.	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が		
	必要と決定した文書		
	 a. 表203-1に示す二次文書 b. 表203-1に示す二次文書で規定する品質マネジメント文書 		
45.	(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表203-1に示す品質マネジメント文書およ		
	び品管規則の要求事項に基づき作成する指示書,図面等(以下,本編において「手順書等」		
4.0	という。)		
46.	4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程		
ч.	に、次に掲げる事項を定める。		
48.	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		
49.	(2) 保安活動の計画,実施,評価および改善に関する事項		
50.	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲		
51. 52.	 (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係(図203-1参照) 		
53.	4.2.3 文書の管理		
54.	(1) 組織は, 次の事項を含む, 品質マネジメント文書を管理する。		
55.	a. 組織として承認されていない文書の使用,または適切ではない変更の防止		
56.	b. 文書の組織外への流出等の防止		
57.	c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果,当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持		
58.	(2) 組織は, 要員が判断および決定をするにあたり, 適切な品質マネジメント文書を利用で		
	きるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認でき		
	ることを含む。), 品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表203-1に 記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。		
59.	a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		
60.	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに,改訂にあたり,その		
	妥当性を審査し,改訂を承認する(a.と同様に改訂の妥当性を審査し,承認することをいう。)こと。		
61.	c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を		
60	実施する部門(第204条に規定する組織の最小単位をいう。)の要員を参画させること。		
62. 63.	 d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定 		
00.	し、 し		
64.	f. 品質マネジメント文書を,読みやすく容易に内容を把握することができるようにするこ		
65. 66.	 g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、 		
00.	1. 廃止した品員マネジメント文音が使用されることを防止すること。この場合において、 当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		
67.	4.2.4 記録の管理		
68.	(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシ ステムの実効性を実証する記録を明確にするトレルに、当該記録を、読みやすく家見に内		
	ステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を,読みやすく容易に内 容を把握することができ,かつ,検索することができるように作成し,保安活動の重要度		
	に応じてこれを管理する。		
69.	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を、		
70.	表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に定める。 5. 経営責任者等の責任		審査基準の要求事項①への対応方針
70.	3. 経営責任者 (70) 員正 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ		田玉玉十四女小节供U 201月10月11
72.	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシ	社長は, 原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し, 責任を持って品質マネジメント	
	ステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業		
79	務を行うことによって実証する。 (1) 品質方針を定めること。	業務を行うことによって実証する。	
73.	(1) 前負力軒を走めること。 (2) 品質目標が定められているようにすること。	(1) 品質月町を定めること。 (2) 品質目標が定められているようにすること。	
75.	(3) 要員が,健全な安全文化を育成し,および維持することに貢献できるようにすること(要	(3) 要員が,健全な安全文化を育成し,及び維持することに貢献できるようにすること(要	h
	員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをい	員が健全な安全文化を育成し、維持する取組みに参画できる環境を整えていることをい	
76		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
76.	 (4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源が利用できる体制を確保すること。 	(4) マネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源が利用できる体制を確保すること。	
78.	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知す	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知す	
	ること。	ること。	
79.	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し,遂行する責任を有することを,要員に認識させる	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させ	
80.	 こと。 (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説。 	ること。 (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説	······
	<u> 10/_7、、、、、//目/目、114/40/31///E//*,///1/1/1/2/火土2/1/ </u>	<u></u>	

-5-

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
	明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	
81.	5.2 原子力の安全の確保の重視		トップマネジメントに係る具体的な手段に関
82.	社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、 かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		する内容であるため、当該項は引用しない。
83.	5.3 品質方針		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
84.	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するものを含む。こ の場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の 安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目 指して設定していること。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。		
85.	 (1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的 なものであることを含む。)。 		
86.	(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		
87.	(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。		
88.	(4) 要員に周知され,理解されていること。		
89. 90.	 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。 5.4 計画 		トップマネジメントに係る具体的な手段に関
50.	1. キョ回		する内容であるため、当該項は引用しない。
91.	5.4.1 品質目標		
92.	 (1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a. 実施事項 b. 必要な資源 c. 責任者 d. 実施事項の完了時期 e. 結果の評価方法 		
93.	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、 その達成状況を評価できる状態にあること)ものであって、かつ、品質方針と整合的なも のとなるようにする。		
94.	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画		
95.	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。		
96.	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽 微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施さ れる場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されている ようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考 慮する。		
97.	 a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価,ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。) 		
98.	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持		
99. 100.	 c. 資源の利用可能性 d. 責任および権限の割当て 		·
101.	5.5 責任, 権限およびコミュニケーション		トップマネジメントに係る具体的な手段に関 する内容であるため、当該項は引用しない。
102.	5.5.1 責任および権限		
103.	社長は、第205条、第209条に定める責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安 活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部 門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続 することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を 遂行できるようにする。		
104.	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者		
105.	 (1) 社長は、原子力本部長を組織(原子力考査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者、原子力考査室長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。 (2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権 		
106.	限を与える。 a. プロセスが確立され,実施されるとともに,その実効性が維持されているようにするこ		<u> </u>
107	と。		·
107.	b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について,社長に報告す		L

-6-

27 / 36

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
NO	本女況定・第 203 未 ること。		
100	○ここ。 c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての		······
108.	C. 硬主な女主义化を育成し、わよい維持することにより、原子刀の女主の確保についての 認識が向上するようにすること。		
100	認識が円上りるようにりること。 d. 関係法令を遵守すること。		·····
109.	0.)		
110.			
111.	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下、本編において「管理者」		
	という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。		
	なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行 わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に		
	4) せることができる。この場合にわいて、当該員に有の員におよい権限は、文者で労難に 定める。		
112.	2. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているよ		·····
112.	a. 回加来物のクロビハル確立され, 天地されることもに, ての天効圧が確守されているようにすること。		
113.	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		······
113.	 (c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 		
115.	d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。		
116.	。 問係注合を満字ナスこと		
117.	2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシッ		
111.	プを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		
118.	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定す	<u> </u>	<u> </u>
110.	a. 面質口振さ取定し、しい口振り達成状況を確認するため、未効の実施状況を温尻換定す ること。		
119.	b. 要員が,原子力の安全に対する意識を向上し,かつ,原子力の安全への取組を積極的に	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>
	行えるようにすること。		
120.	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を,関係する要員に確実に伝達する		·······
	こと。		
121.	d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに,要員が,積極的		
	に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		
122.	e. 要員が,積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		
123.	(3) 管理者は, 管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野お		
	よび強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメ		
	ントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要		
	がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間		
	隔をいう。)で行う。		
124.	5.5.4 組織の内部の情報の伝達		
125.	(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとと		
1.0.0	もに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。		
126.	(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応		
	じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表203-1に記載の「原子力QMS内		
127.	部コミュニケーション要領」を定める。 5.6 マネジメントレビュー		トップマネジメントに係る具体的な手段に関
127.			する内容であるため、当該項は引用しない。
128.	5.6.1 一般		
120.	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、		
140.	(1) 住民は、面質、ホップシーシスクエの実効住を計画するとともに、成合の機会を得て、 保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、マネジメントレビューをあらかじめ定められ		
	た間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動		
	として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に		
	入れて設定された間隔をいう。)で行う。		
130.	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報		
131.	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		
132.	(1)内部監査の結果		
133.	(2) 組織が外部の組織または者から監査, 評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含		
	む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。),地域住民の意見,原子力規制委員会の意		
	見等を含む、組織の外部の者の意見		ļ
134.	(3) プロセスの運用状況 (JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサ		
	ービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをい		
105			·····
135.	(4) 使用前事業者検査等および自主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への済分せた判定するため、知識が使用が重要者検索等のほかに自主検査等」とは、要求事項へ		
	の適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のたてたた。アメサかあ、既復測定、試験などになったしたには防ます。のないら		
100	準のある検証,妥当性確認,監視測定,試験およびこれらに付随するものをいう。 (5) 月底日振の速式研究		h
136.	(5) 品質目標の達成状況 (6) 婦会も安全な化の考虑な上び維持の批判(内如弊本に上え安全さルの考虑な上び維持の)		h
137.	(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の 取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野お		
	取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全又化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)		
138.			<u> </u>
138.		L	LI

-7-

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
139.	(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術)	·····································	
135.	(の) 不過日ならびに定正逆追ぶよび朱杰的正逆追び状化(組織のパパトで待られたが足(収)) 的な進歩により得られたものを含む。) ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を		
	方な進少により行られたとのと自己。/ ならしに不過日との他の事家がら行られた政制を 含む。)		
140.	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		
141.	(10)品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		
142.	(11)部門または要員からの改善のための提案		·
143.	(12) 資源の妥当性		
144.	(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内		
	外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性		
145.	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置		
146.	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決		
	定する。		
147.	a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を		
1.40	得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)		
148.	 b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源 		
149. 150.	 c. 品員マインタントシステムの実効性の維持および継続的な以音のために必要な貢原 d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野お) 		
150.	d. 産生な安生文化の育成ねよい維持に関うる以音(安生文化についての物点のある分野ね) よび強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)		
151.	e. 関係法令の遵守に関する改善		<u> </u>
152.	 (2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 		<u> </u>
153.	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。		<u> </u>
154.	6. 資源の管理		具体的な手段に関する内容であるため、当該
			項は引用しない。
155.	6.1 資源の確保		·····
156.	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品		
	質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内		
	部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)		
	とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。		
157.			
158.	(2) 個別業務に必要な施設,設備およびサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラク		
150	チャ」をいう。) (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能		
159.	(3) 作業現現(作業場所の放射線重,温度,照度,狭小の程度等の作業に影響を及ば9 可能 性がある事項を含む。)		
160.	(4) その他必要な資源		
161.	6.2 要員の力量の確保および教育訓練		
162.	(1) 組織は、力量が実証された者を要員に充てる。		·
163.	(2) 組織は,要員の力量を確保するために,保安活動の重要度に応じて,表203-1に記		
	載の「原子力QMS 力量, 教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査		
	員の力量,教育・訓練および認識要領」を確立し,次に掲げる業務を行う。		
164.	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		
165.	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに		
	配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。		
166.	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		
167.	d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。		<u> </u>
168.	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		
169. 170.	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		
170.	(C) 原ナガの女主に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		<u> </u>
171.	e. 要員の力重ねよび教育訓練での他の措直に係る記録を作成し、これを管理すること。 7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	. 個別業務に関する計画,実施,評価及び改善	
172.		1.1 個別業務に必要なプロセスの計画	審査基準の要求事項②への対応方針(計画)
174.		(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセ	TTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTT
1111	個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c.を考慮して計画を策定す	スを確立する。	
	ることを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。		
175.	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合 (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合	
	性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	
176.	(3) 組織は,個別業務計画の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が ((3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プ	
	生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うにあたり、次に掲げ	ロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含	
	る事項を明確にする。	<u>した。)を含む。)を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</u>	ļ
177.	a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり 個式体界(水井東京にたる原本の内全、の影響の印度の公式にたたで現在などのよう	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る 、	
	得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分	結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び 評価のは思いまでも嫌いた世界な合わ。)	
170	 析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項 	 評価の結果に基づき講じた措置を含む。) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 	<u> </u>
<u>178.</u> 179.	 0. 機器等または個別業務に除る面質目標ねよび個別業務等要求事項 c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源 	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	<u> </u>
113.	い 100町するには凹加木切に凹泊ツノトとハ, 叩貝ド个ノアノ下入官わよい貝你	い 取用すべは問題本のに回用リントレン、即見、インノン「人首及い貝伽	L

-8-

29 / 36

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
180.	d. 使用前事業者検査等,検証,妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要 求事項への適合性を判定するための基準(以下,本編において「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等,検証,妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求 事項への適合性を判定するための基準	
181.	 e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項 に適合することを実証するために必要な記録 	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項 に適合することを実証するために必要な記録	
182.	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	
183.	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス		個別業務に係る具体的な手段に関する内容で あるため、当該項は引用しない。
184.	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項		
185.	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。		
186.	 (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの,機器等または個別業務に必要な要求事項 (2) 関係法令 		
187. 188.	 (2) 奥保伝令 (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項 		
189.	(b) (1) および(2)に拘りるもののはか、組織が必要とする要求事項 7.2.2 個別業務等要求事項の審査		
190.	(1)組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事 項の審査を実施する。		
191.	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。		
192.	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。		
193.	 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合 においては、その相違点が解明されていること。 		
194.	e. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している こと。		
195.	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 を作成し、これを管理する。		
196.	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂される ようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるよう にする。		
197.	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等		
198.	組織は,組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために, 次の事項を含む,実効性のある方法を表203-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニ ケーション要領」で明確に定め,これを実施する。		
199.	(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		
200.	(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		
201.	(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		
202.	(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切 に考慮する方法		
203.	7.3 設計開発		個別業務に係る具体的な手段に関する内容で あるため、当該項は引用しない。
204.	組織は,表203-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し,次の事項を実 施する。		
205.	7.3.1 設計開発計画		
206.	(1) 組織は,設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下,本編において「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。		
207.	(2) 組織は,設計開発計画の策定において,次に掲げる事項を明確にする。		<u></u>
208.	a. 設計開発の性質,期間および複雑さの程度		
209.	b. 設計開発の各段階における適切な審査,検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制		
210.	c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限		
211. 212.	 d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源 (3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるよ 		<u> </u>
	うにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。		
213.	(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を,設計開発の進行に応じて適切に変更す る。		
214.	7.3.2 設計開発に用いる情報		
215.	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを 明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 端をおいたのであっておいてないであった。		
216.	 a. 機能および性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として 		
217.	 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として 適用可能なもの 		
218.	<u>週用当能なもの</u> c. 関係法令		<u> </u>
510.	Markinsker is		LI

-9-

No 廃止損選計画: 添付書類九 219. 4. ぐの他設計開発に必要な要求事項 (2) 220. (2) 組織は、設計開発の店具に係る情報 (2) 7.3.3 設計開発のが異に係る情報 (2) 222. (1) 組織は、設計開発の店具に係る情報 (2) 223. (2) 組織は、設計開発の成異に係る情報 (2) 224. (3) 組織は、設計開発の成異に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証すること (2) 225. (1) 組織は、設計開発の成異に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (2) 226. (1) 組織は、設計開発のに周辺、務済要求事項に満合するものであること (2) 227. (2) 合置相互に係る信期の変防を取じために適切な構築を獲供するものであること (2) 228. (2) 組織は、設計開発にに使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること (2) 229. (3) 組織は、設計開発ので設定に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること (2) 220. (4) 組織は、設計開発のの意見を認っいて、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目 (2) 220. (4) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目 (2) 221. (5) 組織な、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目 (2) 223. (1) 組織は、設計開発の適切な段階において「設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目 (2) 230. (1) 組織は、設計開発の適切な段階において「設計開発してについて評価すること。 (2) 231. (4) 影計開発にの適のな影響な要求事項の適合性について評価方でと。 (2) 232. (2) 組織は、設計開発に協力の資産を明面にしいです業価表であっている設計開発になる事項をし、 (2) 233. (2) 組織は、設計開発にの意知を明面のの容を明確にし、必要な指置を換加している意識計算法 (2) 234. (3) 組織は、設計開発にの意な事項を調査者を取ったる」 (2)	
222. 7.3.3 設計開発の結果に係る信頼 222. 1) 組織は、設計開発の結果に係る信頼を,設計開発に用いた信報と対比して検証すること 223. (2) 組織は、設計開発の液理に係る信頼を,設計開発に用いた信報と対比して検証すること 224. (3) 組織は、設計開発の液理に係る信頼を,設に掲げる事項に適合するものとする。 225. 1. 225. 1. 226. 1. 227. c. 228. 1. 226. 1. 227. c. 228. 1. 227. c. 228. 1. 227. c. 228. 1. 229. 7.3. 220. 1. 221. c. 222. 1. 223. 1. 224. 1. 225. 1. 226. 2. 227. c. 228. 1. 229. 7.3. 229. 7.3. 221. 1. 222. 1. 223. 1.	
222. (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証すること ができる形式により管理する。 223. (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の 結果に係る情報を承認する。 224. (3) 組織は、設計開発の成次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の ためであること。 225. a. 設計開発に係る問別業務等要求車項に適合するものであること。 226. b. 調達,機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 227. c. 合否判定基準を含むものであることのであること。 228. d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 229. 7.3.4 設計開発には、設計開発レビュー 230. (1) 組織は、設計開発レビュー 231. (1) 組織は、設計開発レビュー 232. (1) 組織は、設計開発の支援なして、該計開発レビュー」という、)を実施する。 233. (2) 組織は、設計開発に国際が含ままいて、設計開発レビュー」という、)を実施する。 234. (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発設備 に関連する部門の代表者および当該設計開発に低る専門家を参加させる。 235. 7.3.5 設計開発にしょった着いために、ごの対象設計開発レビューの対象となっている設計開発設備 に関連する部門の代表者および当該設計開発に低る専門家を参加させる。 236. (1) 組織は、設計開発の経理・気 236. (1) 組織は、設計開発の範疇実施育な、 237. 1.3.8.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	
がてきる形式により管理する。 223. (2) 組織は、設計開発のな段陸のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の 結果に係る信報を承認する。 224. (3) 組織は、設計開発のな歴史に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 225. (3) 組織は、設計開発のご書史に係る情報を表しているしてあること。 225. (5) 調護・機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 226. (5) 調護・機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 226. (5) 調査・機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 227. (5) 合否判定基準を含むものであること。 228. (4) 機器等を安全かっ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 229. 7.3.4 設計開発の適切な段階において、設計開発にに従って、次に掲げる事項を目 のしとした体系的な事金(以下、本編において、設計開発上ビュー」という。)を実施する。 230. (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発しビュー」という。)を実施する。 231. a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 232. (2) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 234. (3) 組織は、設計開発レビューの結果の配置のな影計開発以当にし、必要な措置を建築 さこと、 (5) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 235. 7.3.5 設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 236. (1) 組織は、設計開発の検証 236. (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 237. 7.3.5 設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 238. (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性のの能急を行うこと	
224. (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 225. a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 226. b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 227. c. 合否判定基準を含むものであること。 228. d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 229. 7.3.4 設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目 230. (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発レビュー」という。) を実施する。 231. a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 232. d. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発以降 (3) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 (3) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 (3) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 (3) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 (2) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発比較 233. (2) 組織は、設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 (3) 組織は、設計開発のによび当該設計開発レビューの結果に基づき講 した者置に係る電影を作成し、これを管理する。 234. (3) 組織は、設計開発の結果が値別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 (1) 組織は、設計開発の結果が値別業務等要求事項への適合とい確認を行うことを含 235. 7.3.5 設計偶要の結正 236. (1) 組織は 設計開発の結果が値別業務等要求事項への適合している状態を確保するために、 (1) 組織は、設計開発の結果が値別業務等要求事項への適合といのでガロセスの次の段階に移行するために、 236. (1) 組織部 237. 7.3.5 設計構築の結正 238. (2) 単計構築が新業のの構造 236. (1) 組織部	
225. a. 設計開発に係る値別業務等要求事項に適合するものであること. 226. b. 調達,機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること. 227. c. 合否判定基準を含むものであること. 228. d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 229. 7.3.4 設計開発レビュー 230. (1) 組織は、設計開発して、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目 的とした体系的な審査(以下、本編において「設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目 のとした体系的な審査(以下、本編において「設計開発レビュー」という。)を実施する。 231. a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 233. (2) 組織は、設計開発にどニーの対象となっている設計開発とどューの対象となっている設計開発医階 に関連する部門の代表者および当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 234. (3) 組織は、設計開発の記録ので設置は低なの時内容を参加させる。 235. 7.3.8 設計開発の結果が配録など当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.8 設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発)回に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計用発しばみの信頼実務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。」	
226. b. 調達,機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 227. c. 含否刊定基準を含むものであること。 228. d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 229. 7.3.4 設計開発の適切な段階において,設計開発計画に従って,次に掲げる事項を目 的とした体系的な審査(以下,本編において「設計開発レビュー」という。)を実施する。 230. (1) 組織は、設計開発の面切業務等要求事項への適合性について評価すること。 231. a. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 232. b. 設計開発に間面がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2) 組織は、設計開発に同題がある場合においては、当該問題例をなっている設計開発段階 に見運すする部門の代表者および当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 にと、指置に係る記録を作成し、これを管理する。 234. (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の検証 236. (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)	
と。 227. c. 合否判定基準を含むものであること。 228. d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 229. 7.3.4 設計開発の適切な段階において、設計開発とビュー 230. (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発とビュー」という。)を実施する。 231. a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 232. b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 に関連する部門の代表者および当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段で とた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 234. (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 本。)。	
228. d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 229. 7.3.4 設計開発レビュー 230. (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目 的とした体系的な審査(以下、本編において「設計開発レビュー」という。)を実施する。 231. a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 232. b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 に関連する部門の代表者および当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 234. (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含	
229. 7.3.4 設計開発の適切な段階において,設計開発計画に従って,次に掲げる事項を目 230. (1) 組織は,設計開発の適切な段階において,設計開発計画に従って,次に掲げる事項を目 b) とした体系的な審査(以下,本編において「設計開発レビュー」という。)を実施する。 231. a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 232. b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2) 組織は,設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 234. (3) 組織は,設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために, 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
230. (1) 組織は,設計開発の適切な段階において,設計開発計画に従って,次に掲げる事項を目 的とした体系的な審査(以下,本編において「設計開発レビュー」という。)を実施する。 231. a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 232. b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 234. (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録とび当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
的とした体系的な審査(以下,本編において「設計開発レビュー」という。)を実施する。 231. a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 232. b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2)組織は,設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 234. (3)組織は,設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の検証 236. (1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
232. b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案 すること。 233. (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 に関連する部門の代表者および当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 234. (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の検証 236. (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
すること。 233. (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 234. (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の検証 236. (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
233. (2) 組織は,設計開発レビューに,当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階 に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 234. (3) 組織は,設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 した措置に係る記録を作成し,これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の検証 236. (1) 組織は,設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために, 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に,当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 234. (3) 組織は,設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講 じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の検証 236. (1) 組織は,設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために, 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に,当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 235. 7.3.5 設計開発の検証 236. (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
235. 7.3.5 設計開発の検証 236. (1) 組織は, 設計開発が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために, 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に, 当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
236. (1) 組織は,設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために, 設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に,当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行 する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含 む。)。	
む。)。	
237. (2) 組織は,設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る	
2017 11 加油(14)、以口(カレン)、(加油)、インロシネション(加速)、(加油)、(加油)、(加油)、(加油)、(加油)、(加油)、(加油)、(加油	
238. (3) 組織は,当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	
239. 7.3.6 設計開発の妥当性確認 240. (1) 組織は,設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために,設計開発	
240. (1) 組織は,成訂用光の相木の個別未務等要求事項への適合性を確認するために,成訂用光 計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下、本編において「設計開発妥当性確認」	
という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合	
において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)。 241. (2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確	
241. (2) 組織は,機器等の使用または個別業務の実施にあたり,あらかじめ,設計開発妥当性確 認を完了する。	
242. (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づ	
き講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
243. 7.3.7 設計開発の変更の管理	
244. (1) 組織は,設計開発の変更を行った場合においては,当該変更の内容を識別することがで きろようにすろとともに 当該変更に係る記録を作成し、これを管理する	
きるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 245. (2) 組織は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を	
行い、変更を承認する。	
246. (3) 組織は,設計開発の変更の審査において,設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の 評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	
247. (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じ	
た措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
	系る具体的な手段に関する内容で
$\frac{243}{\text{to}} = \frac{1}{16} 1$	
250. 7.4.1 調達プロセス	
251. (1) 組織は, 調達物品等が, 自ら規定する調達物品等要求事項に適合するようにする。	
252. (2) 組織は,保安活動の重要度に応じて,調達物品等の供給者および調達物品等に適用され る管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方	
る皆理の方仏(調理物部等が調理物部等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証,調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。	
ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外	
部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場 合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手	
日にわいて、一板産業用工業品については、調理初回等の供給有等から必要な情報を入手 し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、	
管理の方法および程度を定める。	

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
253.	(3) 組織は,調達物品等要求事項に従い,調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品		
	等の供給者を評価し、選定する。		
254.	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。		
255.	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 を作成し、これを管理する。		
256.	(6) 組織は,調達物品等を調達する場合には,個別業務計画において,適切な調達の実施に		
	必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報		
	(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子力事業者等と		
257.	共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。 7.4.2 調達物品等要求事項		
258.	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当する		
200.	ものを含める。		
259.	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項		
260.	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		
261.	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		
262.	d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る 要求事項		
263.	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項		
264.	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項		
265.	g. その他調達物品等に必要な要求事項		
266.	(2) 組織は,調達物品等要求事項として,組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等		
0.05	への立入りに関することを含める。		
267.	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。		
268.	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求		
0.00	事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		
269. 270.	 7.4.3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証 		
	の方法を定め、実施する。		
271.	(2) 組織は,調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとした ときは,当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法に		
	ついて調達物品等要求事項の中で明確に定める。		
272.	7.5 個別業務の実施	4.2 個別業務の実施	
273.	7.5.1 個別業務の管理		審査基準の要求事項②への対応方針(実施)
274.	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該 当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から 該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	
275.	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個	
	別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含 む。)が利用できる体制にあること。	別業務の特性及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。) が利用できる体制にあること。	
276.	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	
277.	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	
278.	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	
279.	(5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。	(5) 監視測定を実施していること。	
280.	(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	
281.	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認		個別業務に係る具体的な手段に関する内容で あるため、当該項は引用しない。
282.	(1) 組織は,個別業務の実施に係るプロセスについて,それ以降の監視測定では当該プロセ	·	0, 0, 0, 0,
	スの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の 事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。		
283.	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)		·····
	の妥当性確認によって実証する。	<u> </u>	
284.	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		<u> </u>
285.	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたノロセスについて、次に掲げる事項(当該) ロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		
286.	a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準		
287.	b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法		
288.	c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に 行う定期的な再確認を含む。)の方法		
289.	17) 定期的な特確認を含む。)の方法 7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保		個別業務に係る具体的な手段に関する内容で
	(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な		あるため、当該項は引用しない。
290.	11 加速は,回加未妨司回わよい回加未防の天地に応るすべてのノロセスにわいて,適切な	<u> </u>	LI

- 11 -

NT.	四方相方 鉴 000 名	南山批異計画、近仏書版書	(井井)
No	保安規定:第203条 	廃止措置計画:添付書類九	
291.	 手段により,機器等および個別業務の状態を識別し,管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴,適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、 		
292.	機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。 7.5.4 組織の外部の者の物品		個別業務に係る具体的な手段に関する内容で
293.	 組織は、組織の外部の者の物品 (JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)		あるため、当該項は引用しない。
294.	を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 7.5.5 調達物品の管理		[
			個別業務に係る具体的な手段に関する内容で あるため、当該項は引用しない。
295.	組織は,調達した物品が使用されるまでの間,当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示,取扱い,包装,保管および保護を含む。)する。		
296.	7.6 監視測定のための設備の管理		個別業務に係る具体的な手段に関する内容で あるため、当該項は引用しない。
297.	 (1) 組織は,機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は,(1)の監視測定について,実施可能であり,かつ,当該監視測定に係る要求事 		
298.	項と整合性のとれた方法で実施する。		
299.	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、 次に掲げる事項に適合するものとする。		
300.	 a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能 な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記 録する方法)により校正または検証がなされていること。 		
301.	b. 校正の状態が明確になるよう,識別されていること。		
302.	c. 所要の調整がなされていること。		
<u>303.</u> 304.	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い,維持および保管の間,損傷および劣化から保護されていること。		
304.	 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、 		
306.	(4) 和職は、 温氏的ためためため、気気等な、の下通し不行がたべるににおいては、 従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響		
	を受けた機器等または個別業務について,適切な措置を講じる。		
307.	(6) 組織は,監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し,これを管理する。		
308.	(7) 組織は,監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用 にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されて いることを確認する。		
309.	8. 評価および改善	4.3 評価及び改善	
310.	8.1 監視測定,分析,評価および改善	4.3.1 監視測定,分析,評価及び改善	
311.	(1) 組織は,監視測定,分析,評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め,組織が当該改善の必要性,方針,方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し,実施する。	組織は,監視測定,分析,評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め,組織が当該改善の必要性,方針,方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し,実施する。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
312.	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)。		監視測定に係る具体的な手段に関する内容で あるため、当該項は引用しない。
313.	8.2 監視および測定		監視測定に係る具体的な手段に関する内容で あるため、当該項は引用しない。
314.	8.2.1 組織の外部の者の意見		
315.	(1) 組織は,監視測定の一環として,原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を 把握する。		
316.	(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表203-1に記載の「原 子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。		
317.	8.2.2 内部監査		
318.	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。		
319.	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		
320.	b. 実効性のある実施および実効性の維持 (の) 組織は、古如野本の判定其難、野本祭田、姫鹿、古社お上が書作れたためる		
321. 322.	 (2) 組織は、内部監査の判定基準,監査範囲,頻度、方法および責任を定める。 (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、本 		<u> </u>
322.	(3) 組織は、内部監査の対象をなり得る部門、個別業務、プロマスその他の領域(以下,本 編において「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して 内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査実施計画を策定し、および実施することにより、 内部監査の実効性を維持する。		
323.	(4) 組織は、内部監査員の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確		·
l	保する。	L	l

No	保安規定:第 203 条	廃止措置計画:添付書類九	備考
324.	(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関す る内部監査をさせない。		
325.	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を表203-1に記載の「原子力QMS内部監査要領」に定める。		
326.	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を 通知する。		
327.	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		
328.	8.2.3 プロセスの監視測定		
329.	(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。		
330.	監視測定の方法には次の事項を含む。		
331. 332.	 a. 監視測定の実施時期 b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期 		
333.	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を 用いる。		
334.	(1) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。		
335.	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。		
336.	(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または 当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適 合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講 じる。		
337.	8.2.4 機器等の検査等		
338.	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、 個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検 査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織 が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監 視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。		
339.	(2)組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。		
340.	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		
341.	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		
342.	(5) 組織は,保安活動の重要度に応じて,使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること(使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が)第205条に規定する職務の内容に照らして,別の部門に所属していることをいう。)その他の方法により,使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する要員が,当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり,何人からも不当な影響を受けることなく,当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。		
343.	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること(自主検査等を所管する部門に属する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第205条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。)その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)を確保する。		
344.	8.3 不適合の管理	4.3.2 不適合の管理	
345.	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。)。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。)。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
346.			不適合管理に係る具体的な手段に関する内容

-13-

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
10	ならびにそれに関連する責任および権限を表203-1に記載の「原子力QMS 改善措 置活動要領」に定める。	无正旧臣时曰:[[[]]百分()	であるため、当該項は引用しない。
347.	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(2) 組織は, 次に掲げる方法のいずれかにより, 不適合を処理する。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
348.	a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	
349.	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について 評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下、本編にお いて「特別採用」という。)。	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響につい て評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと。	
350.	c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	
351.	d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による 影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による 影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	
352.	 (4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。) に係る記録を作成し、これを管理する。 (5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証 		不適合管理に係る具体的な手段に関する内容 であるため,当該項は引用しない。
353.	するための検証を行う。	(3) 組織は、(2)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証 するための検証を行う。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
354.	(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。		不適合管理に係る具体的な手段に関する内容 であるため、当該項は引用しない。
355.	8.4 データの分析および評価		評価に係る具体的な手段に関する内容である ため、当該項は引用しない。
356.	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、表203-1に記載の「原子力QMSデータの分析要領」において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、および分析する。		
357.	(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。		
358.	a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見		
359.	b. 個別業務等要求事項への適合性		
360.	c. 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき,是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)となるものを含む。)		
361.	d. 調達物品等の供給者の供給能力		
362. 363.	8.5 改善 8.5.1 継続的な改善	4.3.3 改善	
364.	0.5.1 他売りなび書 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性を 向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針および品質目標の設定、 マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および 未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その 他の措置を講じる。	組織は,品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性 を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために,品質方針及び品質目標の設定, マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用,データの分析並びに是正処置及び未然防 止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに,当該改善の実施その他の措 置を講じる。	審査基準の要求事項②への対応方針(改善)
365.	8.5.2 是正処置等		改善に係る具体的な手段に関する内容である ため,当該項は引用しない。
366.	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		
367.	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。		
368.	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理ならびに技術的,人的および組織的 側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマ ネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理すること を含む。)		
369.	(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		
370.	b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。		
371.	c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。		
372.	 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) を変更する。 		
373.	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼ		
374.	す影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及 ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明す るために行う分析の手順を確立し、実施する。		
375.	g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。		
376.	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表203-1に記載の「原子力QMS 改善措置		L

No	保安規定:第203条	廃止措置計画:添付書類九	備考
	活動要領」に定める。		
377.	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、 適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう。)。		
378.	8.5.3 未然防止処置		改善に係る具体的な手段に関する内容である ため,当該項は引用しない。
379.	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う 技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合 (原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性に ついて分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところ により、適切な未然防止処置を講じる。		
380.	a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。		
381.	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。		
382.	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	L	
383.	d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。		
384.	e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。		
385.	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表203-1に記載の「原子力QMS 改善措置 活動要領」に定める。		
386.		5. 廃止措置に係る業務 廃止措置期間中における品質保証活動は,廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施す る。廃止措置に係る工事,性能維持施設の施設管理等,廃止措置に係る業務は,品質マネジ メントシステム計画のもとで実施する。	審査基準の要求事項③への対応方針

-15-